

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案要綱

## 1 改正の理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号。以下「改正法」という。）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年滋賀県条例第61号）ほか2条例の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正の概要

- (1) 次に掲げる条例について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第1条から第3条まで関係）
- ア 滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例
- イ 滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和5年滋賀県条例第1号）
- ウ 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）
- (2) この条例は、改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行することとします。

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条 省略 (個人番号の利用)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部または一部を行うこととされている者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により事務を処理することとされた市町の長を除く。）がある場合にあっては、その者を含む。以下この条において同じ。）は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の右欄に掲げる特定個人情報（法<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）であって自らが保有するものに係る個人番号を利用することができる。ただし、法の規定により、当該執行機関が、法<u>第2条第14項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムを使用して当該執行機関以外の<u>同条第12項</u>に規定する個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略 (個人番号の利用)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部または一部を行うこととされている者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により事務を処理することとされた市町の長を除く。）がある場合にあっては、その者を含む。以下この条において同じ。）は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の右欄に掲げる特定個人情報（法<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）であって自らが保有するものに係る個人番号を利用することができる。ただし、法の規定により、当該執行機関が、法<u>第2条第15項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムを使用して当該執行機関以外の<u>同条第13項</u>に規定する個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>第3条以下 省略</p>

滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新										
<p>第1条から第11条まで 省略 (利用および提供の制限)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2から4まで 省略</p> <p>5 保有特定個人情報（職員が職務上作成し、または取得した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているもの（公文書に記録されているものに限る。）をいう。）に関しては、第2項第2号から第4号までおよび第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>第38条第1項第1号</td> <td>または第12条第1項および第2項の規定に違反して利用されているとき</td> <td>第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項および第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されていると</td> </tr> </table>	省略	省略	第38条第1項第1号	または第12条第1項および第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項および第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されていると	<p>第1条から第11条まで 省略 (利用および提供の制限)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2から4まで 省略</p> <p>5 保有特定個人情報（職員が職務上作成し、または取得した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているもの（公文書に記録されているものに限る。）をいう。）に関しては、第2項第2号から第4号までおよび第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>第38条第1項第1号</td> <td>または第12条第1項および第2項の規定に違反して利用されているとき</td> <td>第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項および第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されていると</td> </tr> </table>	省略	省略	第38条第1項第1号	または第12条第1項および第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項および第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されていると
省略	省略										
第38条第1項第1号	または第12条第1項および第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項および第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されていると									
省略	省略										
第38条第1項第1号	または第12条第1項および第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項および第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されていると									

	き、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、もしくは保管されているとき、または番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 <u>第2条第9項</u> に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき		き、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、もしくは保管されているとき、または番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 <u>第2条第10項</u> に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
省略	省略	省略	省略

滋賀県税条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>第1条から第38条の6まで 省略          (法人の事業税の徵収猶予)</p> <p>第38条の6の2 法第72条の38の2第1項または第6項の徵収猶予を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書に徵収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、当該事業税の申告書を提出する際、併せて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地および法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地。第3項ならびに第39条の16の3および第39条の16の5において同じ。）</p> <p>(2)から(5)まで 省略</p> <p>2および3 省略</p> <p>第38条の6の3以下 省略</p>	<p>第1条から第38条の6まで 省略          (法人の事業税の徵収猶予)</p> <p>第38条の6の2 法第72条の38の2第1項または第6項の徵収猶予を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書に徵収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、当該事業税の申告書を提出する際、併せて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地および法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地。第3項ならびに第39条の16の3および第39条の16の5において同じ。）</p> <p>(2)から(5)まで 省略</p> <p>2および3 省略</p> <p>第38条の6の3以下 省略</p>